

20 (交) 018
2020年8月12日

学校法人 青山学院
理事長 堀田宣彌 殿

青山学院大学教職員組合
中央執行委員長 北村 文昭

春季要求(コロナ禍に伴う負担への支援要求部分)への回答に対する組合見解及び再要求

7月27日に開催された春季要求趣旨説明のための団体交渉において、コロナ禍に伴う負担に関する諸要求に対して、現状では新しい手当を創設できる状況にないとの学院回答が示された。

確かに現状ではコロナ禍の先行きや本学の財政状況に関して不透明な部分が多々あることは理解できる。また、学生支援を最優先にしたいことも賛同できる。しかし、現場の教職員の働きがあつて初めて学生への支援が成立することをご理解いただきたい。財源は限られているとのことだが、コロナ禍の財務に対する影響について明確な説明が前回時点で得られていないという点や今回の要求について学院側の負担についての試算が行われ、人的資源への手当を上回って必要な具体的な支出が示されていないと考えられる状況である、あるいは説明が十分ではない段階と考えており、再度検討をお願いしたい。

他大でも慶応大(全専任教職員に1万2千円)、東洋大(全教職員に1万円)、武蔵大(専任教職員、非常勤講師に一律1万円)、千葉商大(非常勤を含めた全教職員に一律2万円)などが、特別一時金の支給を決めている。慶應義塾大学では理事会が特別手当を支給するにあたって「緊急事態宣言の発令以前から現在に至るまで、教育・研究・医療とそれを支える運営のいずれにおいても、教職員各位の責任感を背景とした連日の真摯な取り組みに、心から敬意を示し、あらためて深甚なる感謝を申し上げたい」と謝意を具体的な特別手当の支給と共に述べている。

現状、すぐに支給を決定することは難しいと思われるが、こうした他大学の状況を鑑み、改めて本学でもコロナ禍への対応に対する特別一時金の支給の検討をお願いするものである。

以上